



## きっずラボ開設

幌延地圏環境研究所  
(米町5番地)の2階に  
「きっずラボ」ができた。  
した。

「きっずラボ」には石  
などの標本や図鑑、自  
然の本などがたくさん  
あります。また、パソ  
コンで研究所のホーム  
ページを見たりするこ  
ともできます。

みなさん、お気軽に  
ご利用下さい。

### ●利用者

小学校1年生以上  
(ただし保護者同伴  
であれば幼児も可)

## 支援費制度について！

支援費制度とは、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によってサービスを利用する仕組みです。制度の対象となるサービスは大きく分けて①施設サービス(施設訓練等支援)と②居宅サービス(居宅生活支援)の2つに分けられ、次の3つの法令に規定される支援がその対象となります。

### 身体障害者福祉法

### 施設訓練等支援

#### 1 身体障害者更生施設

身体機能の維持・向上および日常動作能力等の治療・訓練を行う。

#### 2 身体障害者療養施設

常時介護を必要とする障害者が対象で治療および養護を行う。

#### 3 身体障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う。

### 居宅生活支援

#### 1 身体障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。

#### 2 身体障害者デイサービス事業

通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。

#### 3 身体障害者短期入所事業(ショートステイ)

介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し適切な支援を行う。

### 知的障害者福祉法

### 施設訓練等支援

#### 1 知的障害者更生施設

日常生活における自立と社会参加のための訓練を行う。

#### 2 知的障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う。

#### 3 知的障害者通所業

就労している障害者の独立・自活に必要な助言指導を行う。

### 居宅生活支援

#### 1 知的障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。

#### 2 知的障害者デイサービス事業

通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う。

#### 3 知的障害者短期入所事業(ショートステイ)

介護を行う者の疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し適切な支援を行う。

#### 4 知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)

地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活の援助を行う。

### 児童福祉法

### 居宅生活支援

#### 1 児童居宅介護事業(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。

#### 2 児童デイサービス事業

通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導および訓練を行う。

#### 3 児童短期入所事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、必要な支援を行う。

\*詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。